

防衛庁訓令第34号

自衛隊の電波の監理に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月27日

防衛庁長官 額賀 福志郎

自衛隊の電波の監理に関する訓令

自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第30号）の全部を改正する。

改正 平成18年7月28日 防衛庁訓令第 83号

改正 平成19年1月 5日 防衛庁訓令第 1号

改正 平成19年8月30日 防衛省訓令第145号

改正 平成20年3月25日 防衛省訓令第 12号

改正 平成27年10月1日 防衛省訓令第 39号

改正 令和 4年3月16日 防衛省訓令第 19号

改正 令和 5年3月27日 防衛省訓令第 13号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 電波使用に関する計画等（第3条－第6条）

第 3 章 法定局等の開設等（第 7 条）

第 4 章 移動局等の開設の基準等（第 8 条－第 1 9 条
）

第 5 章 移動局等の検査の基準（第 2 0 条－第 2 4 条
）

第 6 章 移動局等の無線設備の操作に従事する者の基
準（第 2 5 条－第 3 2 条）

第 7 章 雑則（第 3 3 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、自衛隊が使用する電波の監理を計
画的に実施するために必要な事項を定めるとともに、
自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用す
る場合における無線局（以下「移動局等」という。）
の開設及び検査並びに移動局等の無線設備の操作に従
事する者に関し必要な基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 陸上幕僚長等 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。

(2) 幕僚長等 整備計画局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛省本省の施設等機関の長、情報本部長及び防衛監察監並びに防衛装備庁長官をいう。

(3) 電波 300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

(4) 無線電信 電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための無線設備をいう。

(5) 無線電話 電波を利用して、音声その他音響を送り、又は受けるための無線設備をいう。

(6) 無線設備 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。

(7) 法定局 防衛省が開設する無線局のうち、移動局等以外のものをいう。

(8) 法定局等 法定局及び防衛省が設置する電波法（昭和25年法律第131号）第100条第1項に定める高周波利用設備をいう。

(9) 周波数等 電波の型式、周波数及び空中線電力をいう。

2 地方防衛局が分掌する事務に供する法定局等及び移動局等のうち、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第37条（第4条第13号に係るものに限る。）に掲げる事務に供するものは防衛装備庁長官が、その他のものについては整備計画局長が、それぞれ本訓令に規定する幕僚長等としての事務を行うものとする。

第2章 電波使用に関する計画等

（電波使用に関する計画等）

第3条 電波使用に関する計画等は、電波使用状況調査、中長期電波使用見積り及び中期電波使用計画とする。

（電波使用状況調査）

第4条 電波使用状況調査は、移動局等及び法定局について、別に定めるところにより、使用の形態その他の

電波の使用状況について調査し、自衛隊の電波使用の現状を評価分析することにより、中長期電波使用見積り及び中期電波使用計画の作成等に資することを目的とする。

2 幕僚長等は、電波使用状況調査を、法定局はおおむね3年、移動局等はおおむね5年をそれぞれ周期として、すべての周波数帯について調査し、毎年度防衛大臣に報告するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に電波使用状況調査を行う。

(中長期電波使用見積り)

第5条 中長期電波使用見積りは、自衛隊を円滑に運用する観点から防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条第2項第1号から第4号に規定する防衛力指針、統合運用構想、能力分析及び能力評価を踏まえ、内外の電波使用の動向及び各種先端技術のすう勢を考慮し、原則としてその作成する年度の翌年度以降のおおむね10年間を対象とし

、努めて電波使用状況調査の結果を評価分析することにより、自衛隊の電波使用の改善すべき事項及び電波使用の方向性を明らかにするとともに、中期電波使用計画の作成に資することを目的とする。

2 防衛大臣は、必要に応じて、統合幕僚長に対し、中長期電波使用見積りの作成に際して指針とすべき事項を示す。

3 統合幕僚長は、中長期電波使用見積りを原則として5年毎に、陸上幕僚長等及び防衛装備庁長官と協議の上作成し、所要の時期までに防衛大臣に報告するものとする。

4 統合幕僚長は、中長期電波使用見積りを作成しない年度にあつては、陸上幕僚長等及び防衛装備庁長官と必要に応じて協議の上、見直しを行い、所要の時期までに防衛大臣に報告するものとする。

(中期電波使用計画)

第6条 中期電波使用計画は、政府が決定する中期的な防衛力整備計画及び電波使用状況調査を踏まえて、中

長期電波使用見積りを参考とし、原則としてその作成する年度の翌年度以降のおおむね5年間を対象として、自衛隊の電波の所要を明らかにし、計画的な電波の申請に資することを目的とする。

2 防衛大臣は、必要に応じて、統合幕僚長、陸上幕僚長等及び防衛装備庁長官に対し、中期電波使用計画の作成に際して指針とすべき事項を示す。

3 統合幕僚長、陸上幕僚長等及び防衛装備庁長官は、毎年度、その計画の対象とする年度の前年度の所要の時期までに、中期電波使用計画を作成の上、防衛大臣に報告するものとする。

4 統合幕僚長は、必要に応じ、陸上幕僚長等及び防衛装備庁長官に対し、中期電波使用計画の作成に際して部隊等の運用の円滑化を図る観点から重視すべき事項を通知することができる。

5 統合幕僚長、陸上幕僚長等及び防衛装備庁長官は、中期電波使用計画に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するも

のとする。

第3章 法定局等の開設等

(法定局等の開設等)

第7条 幕僚長等は、中期電波使用計画を踏まえ、電波法及びこれに基づく命令（以下「電波法令」という。

）の規定により法定局等の承認又は登録を受ける必要があるときは、その申請に必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しなければならない。

2 統合幕僚長は、必要に応じて、その開設する法定局等（統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に開設するものを除く。）について、前項の上申を陸上幕僚長等に行わせることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、防衛大臣が指定する者は、防衛大臣の代理として、別に定める法定局等の申請等に係る事務手続を行うことができる。

第4章 移動局等の開設の基準等

(周波数等の指定申請)

第8条 幕僚長等は、中期電波使用計画を踏まえ、移動

局等により現に指定されていない周波数等の使用、周波数等の使用に係る指定条件の変更等を必要とするときは、防衛大臣に申請しなければならない。ただし、電波法第4条第1号及び第3号に定める無線局に相当する移動局等による周波数等の使用についてはこの限りでない。

2 統合幕僚長は、必要に応じて、その開設する移動局等（統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に開設するものを除く。）に使用する周波数等について、前項の申請を陸上幕僚長等に行わせることができる。

（周波数等の指定）

第9条 防衛大臣は、前条第1項の申請を受けたときは、その申請が総務大臣の承認を受けた範囲内である場合においては、必要に応じ条件を付して、移動局等において使用する周波数等の指定を行う。

2 防衛大臣は、前条第1項の申請が総務大臣の承認の範囲を越える場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第112条第2項の規定に基づく承認を受け

るため総務大臣に申請する。

- 3 防衛大臣は自衛隊法第112条第2項の規定に基づく総務大臣の承認を受けたときは、必要に応じ条件を付して、移動局等において使用する周波数等の指定を行う。また、防衛大臣は周波数等の使用の承認とともに、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条の5第3号に定める船舶局識別の識別信号の指定を受けたときは、呼出符号の指定を行う。
- 4 陸上幕僚長等は、第1項又は前項の指定を受けたときは、指定された事項を統合幕僚長に通知するものとする。
- 5 防衛大臣は、必要があるときは、幕僚長等に対して既に指定した周波数等の見直しを指示する。

（開設）

第10条 幕僚長等は、移動局等を開設しようとするときは、防衛大臣にその開設を申請し承認を受けなければならない。ただし、電波法第4条第1号及び第3号に定める無線局に該当する移動局等（装備品の一部と

して組み込まれ、かつ、当該装備品の機能の発揮に不可欠なもの又は艦船建造費で整備したものを除く。) についてはこの限りでない。

2 統合幕僚長は、必要に応じて、その開設する移動局等（統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に開設するものを除く。）について、前項の申請を陸上幕僚長等に行わせることができる。

（申請書）

第11条 幕僚長等は、移動局等の開設の承認を受けようとする場合、次に掲げる事項その他別に定める事項を記載し、又は記録した申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

（1）船舶、航空機（機体番号）、大臣官房、各局、部隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁その他移動局等を設置する機関の名称

（2）移動局等の種別

（3）無線機材の種類及び数量（統合幕僚長が、陸上幕

僚長等が現に承認を受けている移動局等の一部の無線機材を共用して移動局等を開設する場合は、共用する無線機材について共用の相手方となる移動局等に係る前2号の事項を併せて記載し、又は記録するものとする。）

（移動局等の種別）

第12条 移動局等の種別は、次のとおりとする。

（1）移動局（移動中又は特定しない地点に停止中に運用する無線局（第2号及び第3号に該当するものを除く。）をいう。）

（2）船舶局（船舶の無線局をいう。）

（3）航空機局（航空機の無線局をいう。）

（4）固定レーダー局（移動しないレーダーの無線局をいう。）

（申請の単位）

第13条 移動局等の開設に係る申請は、前条の種別に従い、次に掲げる単位ごとに行わなければならない。

（1）船舶に開設するものにあつては、船舶ごと

- (2) 航空機に開設するものにあつては、航空機ごと
- (3) 建設工事を必要とするものにあつては、その施設
場所の部隊又は機関ごと
- (4) 防衛省本省の内部部局に開設するものにあつては、
官房又は局ごと
- (5) 陸上自衛隊の部隊及び機関（陸上幕僚長が監督する
共同の機関を含む。以下この号において同じ。）
に開設するもののうち、建設工事を必要としないもの
にあつては、駐屯地又は分屯地に配置された部隊
（団、群又は特科連隊にあつては大隊）又は機関ごと
- (6) 海上自衛隊の船舶以外の部隊及び機関（海上幕僚
長が監督する共同の機関を含む。以下この号において
同じ。）に開設するものにあつては、部隊又は機
関ごと
- (7) 航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長が監督する
共同の機関を含む。以下この号において同じ。）
に開設するもののうち、建設工事を必要としないもの

のにあつては、基地又は分屯基地に配置された部隊
又は機関ごと

(8) 共同の部隊（自衛隊法第21条の2第1項の規定
に基づき置かれた部隊をいう。）に開設するもの
のうち、建設工事を必要とせず、かつ、船舶以外の部
隊に開設するものにあつては、部隊ごと

(9) 統合部隊（自衛隊法第22条第1項又は第2項の
規定により編成された部隊であつて陸上自衛隊の部
隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のい
ずれか2以上からなるものをいう。）に開設するもの
のうち、建設工事を必要とせず、かつ、船舶以外の
部隊に開設するものにあつては、部隊ごと

(10) 防衛省本省の施設等機関に開設するものにあつて
は、防衛省本省の施設等機関ごと

(11) 情報本部に開設するものにあつては、情報本部

(12) 防衛監察本部に開設するものにあつては、防衛監
察本部

(13) 地方防衛局に開設するものにあつては、地方防衛

局

(14) 防衛装備庁に開設するものにあつては、防衛装備
庁

2 前項第13号の規定にかかわらず、第2条第2項の
規定に基づき整備計画局長が幕僚長等としての事務を
行う移動局等と防衛装備庁長官が幕僚長等としての事
務を行う移動局等は、別の単位として申請を行うもの
とする。

3 前項の場合において、第11条第1項第1号及び第
15条第1項第3号の事項については、当該単位又は
一部の無線設備であることを判別できる名称等を付す
ものとする。

4 幕僚長等は、第2項の場合のほか、移動局等の管理
上必要がある場合は、第1項第3号から第14号まで
の規定にかかわらず、これらの規定による単位のうち
一部の無線設備のみをもって移動局等の開設に係る申
請を行うことができる。この場合において、第11条
第1項第1号及び第15条第1項第3号の事項につい

ては、当該一部の無線設備であることを判別できる名称等を付すものとする。

(承認の基準)

第14条 移動局等の開設の承認は、次の各号に適合したものについて行う。

(1) 建設及び維持に要する経費が予算上確保されていること。

(2) 周波数等及びその他の条件が、防衛大臣が第9条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定し、又は同時に指定する範囲内のものであること。

(3) 工事設計（自衛隊が開設する無線局の無線設備に関する具体的な仕様をいう。）が電波法令に適合していること。

(承認)

第15条 防衛大臣は、移動局等の開設の承認は、申請書に記載され、又は記録された事項が前条の基準に適合しているものについて、必要に応じ条件を付して、次に掲げる事項を記載し、又は記録した別記様式第1

の承認書を交付し、又は提供して行う。

(1) 開設者

(2) 承認番号

(3) 船舶、航空機（機体番号）、大臣官房、各局、部隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁その他移動局等を設置する機関の名称

(4) 移動局等の種別

(5) 無線機材の種類及び数量

2 陸上幕僚長等は、前項に基づき承認書の交付又は提供を受けたときは、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

(運用の開始)

第 1 6 条 移動局等は、前条の規定による承認を受け、第 2 0 条の新設検査に合格し、かつ、第 2 7 条第 1 項に定める無線資格者を配置した後でなければ運用を開始してはならない。

(承認後の変更)

第 17 条 移動局等の承認後に、移動局等の種別、無線機材の種類又は数量等に変更の事由が生じたときは、幕僚長等は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 陸上幕僚長等が開設する移動局等のうちいずれかの移動局等のすべての無線機材が統合幕僚長の監督の下で運用されるときは、その監督を離れるまでの間、承認書に記載され、又は記録された当該移動局等の開設者は統合幕僚長であるものとみなす。

3 第 11 条及び第 13 条から第 15 条までの規定は、移動局等の種別、無線機材の種類及び数量の変更の申請及び承認について準用する。

4 移動局等は無線機材の種類及び数量の変更に際し、第 1 項本文の規定により承認を受けた後第 20 条第 3 号の変更検査に合格したものでなければ、承認に係る無線設備を運用してはならない。

(承認書の再交付又は再提供)

第 18 条 幕僚長等は、承認書を破損、汚損又は亡失し

たときは承認書の再交付又は再提供を申請しなければならない。

(承認書の返納)

第19条 幕僚長等は、第17条第3項において準用する第15条の規定により変更に係る承認書の交付又は提供を受けたとき若しくは前条の規定により承認書の再交付又は再提供を受けたとき又は移動局等を廃止したときは、遅滞なく破損若しくは汚損した承認書又は廃止した移動局等の承認書を防衛大臣に返納しなければならない。

第5章 移動局等の検査の基準

(検査の実施)

第20条 移動局等の検査は、次に掲げる区分に従い防衛大臣又は防衛大臣の定めるところにより幕僚長等の命ずる検査官が行う。ただし、電波法第4条ただし書に定める無線局に相当する移動局等については、検査を行わない。

(1) 新設検査 移動局等を開設する場合に行う。

(2) 定期検査 毎年1回あらかじめ定める期日に行う。

(3) 変更検査 移動局等の機材の種類及び数量を変更した場合にその変更した部分について行う。

(4) 臨時検査 割当周波数外の電波の発射又は指定空中線電力を超える電力で運用している移動局等を発見したときその他移動局等の監理上必要と認めるとき行う。

2 防衛大臣が別に定める移動局等については、定期検査を省略することができる。

3 統合幕僚長が、陸上幕僚長等が現に承認を受けている移動局等の無線機材の一部を共用して移動局等を開設するときにおいて、当該無線機材において現に承認を受けている移動局等と同じ周波数等を使用する場合は、第1項第1号の検査を省略することができる。

4 統合幕僚長が開設する移動局等（統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に開設するものを除く。）については、陸上幕僚長等に検査を依頼することができる。

5 陸上幕僚長等は前項の依頼により、検査官を命じて

検査を実施させるものとする。

(無線検査表)

第 2 1 条 船舶局及び建設工事を必要とする移動局等にあつては別記様式第 2、その他の移動局等にあつては別記様式第 3 の無線検査表を備え付けておかなければならない。

(検査の基準等)

第 2 2 条 移動局等の検査の基準及び方法は、別に定める。

(検査実施後の検査官の措置)

第 2 3 条 検査官は、検査を実施したときは、前条の規定により別に定める基準に適合するか否かを決定し、検査結果を別記様式第 2 又は様式第 3 の無線検査表に記載し、又は記録するとともに、それぞれ検査を命じた者に報告するものとする。

2 陸上幕僚長等は第 2 0 条第 5 項の規定に基づき検査を実施させた場合には、前項の報告に基づき、当該検査結果を統合幕僚長に報告するものとする。

3 幕僚長等は、前2項の報告に基づき、当該検査結果を防衛大臣に報告するものとする。

(幕僚長等の措置)

第24条 幕僚長等は、検査結果に基づき直ちに必要な措置をとらなければならない。

第6章 移動局等の無線設備の操作に従事する者の基準

(無線設備の操作)

第25条 移動局等(電波法第4条ただし書に定める無線局に相当する移動局等を除く。)の無線設備の操作は、次条の定めるところにより無線設備の操作に従事する資格を有する者でなければ行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合においてはこの限りでない。

(1) 陸上の移動体に施設する無線電話の通話又はファ

クシミリ若しくはテレタイプの通信操作を行う場合

(2) 航空機に施設する50ワット以下の無線電話の通

信操作であって、航空機の運行のための通信操作以

外の通信操作を行う場合

(3) 船舶に施設する無線電話の通話を行う場合

(4) 空中線電力10ワット以下の陸上の移動体の無線電話の操作を行う場合

(5) ラジオゾンデ、ソノブイ又はラジオ・ブイ等の操作を行う場合

(6) 船舶又は航空機が航行中であるため、無線資格者を補充することができない場合

(7) 第1号から前号までの場合のほか、防衛大臣が別に定める操作を行う場合

(資格及び従事範囲)

第26条 移動局等の無線設備の操作に従事する者の資格は、別表第1の左欄に掲げるとおりとし、当該資格を有する者の従事することができる無線設備の操作の範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 甲種海上無線通信士の資格には、無線電信の操作を除く旨の条件を付すことができる。

3 前項の規定により無線電信の通信操作を除く旨の条

件を付した資格（以下「限定資格」という。）を有する者の従事することができる無線設備の操作の範囲は、第1項の規定にかかわらず、無線電信の通信操作を除くものとする。

- 4 限定資格を有する者は、乙種海上無線通信士に対する無線電信の通信操作に係る指揮を行ってはならないものとする。

（資格の付与）

第27条 幕僚長等は、次条に定める資格試験に合格した者に対し、前条に規定する資格を与える。

- 2 幕僚長等は、必要があると認めるときは、前項の規定により資格を付与した者に対し、別記様式第4の証明書を交付し、又は提供する。

（試験）

第28条 資格試験は、筆記試験及び実地試験とする。

- 2 前項の試験は、別表第2の左欄に掲げる資格ごとに、同表の右欄に掲げる科目について行う。

（試験の実施）

第 29 条 幕僚長等は、資格試験を実施するものとする。

2 幕僚長等は、試験問題を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。

(試験の免除)

第 30 条 幕僚長等は、次の各号に掲げる者に対する資格試験については、第 28 条第 2 項に規定する資格試験科目の全部又は一部を次の各号に定めるところにより免除する。

(1) 防衛大臣が資格試験の免除を承認した自衛隊の部隊及び学校の課程を修了した者に対しては、承認に係る各級の資格試験科目の全部

(2) 電波法第 40 条に掲げる無線従事者の資格（別表第 3 に掲げるものに限る。）を有する者に対しては、別表第 3 の区分に応じた資格試験科目

(3) 電波法第 40 条に掲げる第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格を有する者に対しては、技術の試験科目

(4) 一定の資格試験科目のうち、合格点を得た者が次

回に行われる当該資格試験を受ける場合は、合格点を
得た資格試験科目

(5) 限定資格の付与を受けようとする者に対しては、
電信による電気通信術

(他の資格を受験する者に対する試験の免除)

第31条 資格試験に合格して一定の資格を有する者が
他の資格試験を受ける場合は、別表第4の区分に応じ
て資格試験科目の試験を免除する。

2 限定資格を有する者が限定条件を付さない甲種海上
無線通信士の資格試験を受ける場合は、電信による電
気通信術以外の資格試験科目について試験を免除する。

(合格者の決定)

第32条 幕僚長等は、防衛大臣の定める採点基準及び
合格基準に基づき、試験答案を採点し、合格者を決定
するものとする。

第7章 雑則

(委任規定)

第33条 この訓令の実施に関して必要な事項は、防衛

大臣の承認を得て幕僚長等が定める。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日）

- 1 この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
ただし、第 3 条から第 5 条までの規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に交付された改正前の別紙様式第 1 による承認書は、交付を受けた幕僚長等を開設者とする改正後の別記様式第 1 による承認書とみなす。
- 3 第 14 条に基づく承認書は、当分の間、改正前の別紙様式第 1 により調製された用紙の余白に開設者及び条件を記載した様式によることができる。
- 4 この訓令の施行の際、現に備え付け、又は交付された改正前の別紙様式第 2 の無線検査表及び別紙様式第 4 の無線資格者証明書は、それぞれ改正後の別記様式第 2 の無線検査表及び別記様式第 4 の無線資格者証明書とみなす。
- 5 前 3 項に定める場合のほか、この訓令の施行の際、

改正前の規定によってなされた手続その他の行為は、改正後の訓令中のこれに相当する規定によってしたものとみなす。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日）

この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日）

この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 30 日）

この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日）

この訓令は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日）

- 1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に自衛隊の電波の監理に関する訓令第 15 条第 1 項の規定により技術研究本部及び装備施設本部に交付した無線局承認書であって、この訓令の施行の際現にその効力を有するものについては、防衛装備庁に交付したものとみなす。

3 この訓令の施行の日前に自衛隊の電波の監理に関する訓令第21条の規定により技術研究本部及び装備施設本部において備え付けた無線検査表であって、この訓令の施行の際現にその効力を有するものについては、防衛装備庁に備え付けたものとみなす。

4 この訓令の施行の日前に自衛隊の電波の監理に関する訓令第27条第2項の規定により技術研究本部及び装備施設本部に交付した無線資格者証明証であって、この訓令の施行の際現にその効力を有するものについては、防衛装備庁に交付したものとみなす。

5 前3項に定めるもののほか、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の電波の監理に関する訓令の規定によってした手続その他の行為は、この訓令による改正後の電波の監理に関する訓令中のこれに相当する規定によってしたものとみなす。

附 則（令和4年3月16日）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和5年3月27日）

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

別記様式第1（第15条関係）

無線局承認書	
開設者	
承認番号	第 号
部隊名、船舶名、航空機名、又は機関名等	
移動局等の種別	
無線機材の種類及び数量	
条 件	

この無線局は、法律に別段の定めがある場合のほか特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

平成 年 月 日

防 衛 大 臣

別記様式第2（第21条、第23条関係）

無 線 検 査 表			
部隊名、船舶名又は機関名等			
検 査 年 月 日	年 月 日		
検 査 官	官名		氏名
検 査 の 合 否	合格又は不合格		
	不合格の理由		
指 示 事 項			
指示事項に対する措置			

別記様式第3 (第21条、第23条関係)

無線検査表				
		機種	送信機番号	
検査 年月日	合格又は 不合格	指示事項	指示に対する措 置	検査官氏名印

別記様式第4（第27条関係）

第 号

無線資格者証明書

官氏名

資格別

資格付与年月日

上記の者は、自衛隊の電波の監理に関する訓令第27条第1項により上記資格を与えた者であることを証明する。

年 月 日

官職名

別表第1（第26条関係）

無線設備の操作に従事する者の資格	従事することができる無線設備の操作の範囲
甲種陸上無線通信士	陸上に施設する移動体の無線設備の通信操作及び技術操作
乙種陸上無線通信士	1 甲種陸上無線通信士の指揮の下に行う陸上に施設する移動体の無線設備の通信操作及び技術操作
	2 陸上に施設する空中線電力 150 ワット以下の移動体の無線電信及び空中線電力 100 ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
丙種陸上無線通信士	陸上に施設する空中線電力 50 ワット以下の移動体の無線電話の通信操作及び技術操作
甲種海上無線通信士	船舶に施設する無線設備の通信操作及び技術操作
乙種海上無線通信士	1 甲種海上無線通信士の指揮の下に行う船舶に施設する無線設備の通信操作及び技術操作
	2 船舶に施設する空中線電力 150 ワット以下の無線電信及び空中線電力 100 ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
丙種海上無線通信士	1 甲種又は乙種海上無線通信士の指揮の下に行う船舶に施設する無線電話の通信操作
	2 船舶に施設する空中線電力 50 ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
甲種航空無線通信士	航空機に施設する無線設備の通信操作及び技術操作
乙種航空無線通信士	航空機に施設する無線電信を除く無線設備の通信操作及び技術操作
丙種航空無線通信士	航空機に施設する無線電話の和文の通信操作及び技術操作
特殊無線技士	レーダー又は防衛大臣の指定する特殊無線設備の技術操作

別表第 2 (第 28 条関係)

無線設備の操作に従事する者の資格	試 験 科 目
甲種陸上無線通信士	<p>1 実地試験 電気通信術 電信 1 分間 70 字の速度の和文による約 5 分間の手送り送信及び音響受信</p> <p>2 筆記試験</p> <p>(1) 法規 イ 電波法令 ロ 自衛隊の通信実施の基準に関する訓令(昭和 39 年防衛庁訓令第 39 号)及びこの訓令(以下「通信実施訓令等」という。)及びこれらに基づく陸上関係の規則</p> <p>(2) 技術 陸上に施設する移動体の無線設備の保守及び取扱方法</p>
乙種陸上無線通信士	<p>1 実地試験 電気通信術 電信 1 分間 60 字の速度の和文による約 5 分間の手送り送信及び音響受信</p> <p>2 筆記試験</p> <p>(1) 法規 イ 電波法令 ロ 通信実施訓令等及びこれらに基づく陸上関係の規則</p> <p>(2) 技術 空中線電力 150 ワット以下の陸上の移動体の無線電信及び空中線電力 100 ワット以下の無線電話の保守及び取扱方法</p>
丙種陸上無線通信士	<p>1 筆記試験</p> <p>(1) 法規 イ 電波法令 ロ 通信実施訓令等及びこれらに基づく陸上の無線電話関係の規則</p> <p>(2) 技術</p>

	<p>空中線電力 50 ワット以下の無線電話の保守及び取扱方法</p>
甲種海上無線通信士	<p>1 実地試験</p> <p>電気通信術</p> <p>イ 電信 1 分間 75 字の速度の和文及び 1 分間 80 字の速度の欧文によるそれぞれ約 5 分間の手送り送信及び音響受信</p> <p>ロ 電話 1 分間 50 字の速度により別に定める和文通話表及び欧文通話表によるそれぞれ約 3 分間の送話及び受話</p> <p>2 筆記試験</p> <p>(1) 法規</p> <p>イ 電波法令</p> <p>ロ 通信実施訓令等及びこれらに基づく海上関係の規則</p> <p>(2) 英語</p> <p>新制高等学校 2 年修了程度</p> <p>(3) 技術</p> <p>船舶に施設する無線設備の保守及び取扱方法</p>
乙種海上無線通信士	<p>1 実地試験</p> <p>電気通信術</p> <p>イ 電信 1 分間 70 字の速度の和文及び 70 字の速度の欧文によるそれぞれ約 5 分間の手送り送信及び音響受信</p> <p>ロ 電話 1 分間 40 字の速度により別に定める和文通信表及び欧文通話表によるそれぞれ約 3 分間の送話及び受話</p> <p>2 筆記試験</p> <p>(1) 法規</p> <p>イ 電波法令</p> <p>ロ 通信実施訓令等及びこれらに基づく海上関係の規則</p> <p>(2) 英語</p> <p>新制中学校卒業程度</p> <p>(3) 技術</p> <p>船舶に施設する空中線電力 150 ワット以下の無</p>

	線電信及び 100 ワット以下の無線電話の保守及び取扱方法
丙種海上無線通信士	<p>1 実地試験 電気通信術 電話 1 分間 40 字の速度により別に定める和文通話表及び欧文通話表によるそれぞれ約 3 分間の送話及び受話</p> <p>2 筆記試験</p> <p>(1) 法規 イ 電波法令 ロ 通信実施訓令等及びこれらに基づく海上の無線電話関係の規則</p> <p>(2) 技術 空中線電力 50 ワット以下の無線電話の保守及び取扱方法</p>
甲種航空無線通信士	<p>1 実地試験 電気通信術 イ 電信 1 分間 70 字の速度の和文及び 1 分間 70 字以上の速度の欧文によるそれぞれ約 5 分間の手送り送信及び音響受信 ロ 電話 1 分間 40 字の速度により別に定める和文通話表及び欧文通話表によるそれぞれ約 3 分間の送話及び受話</p> <p>2 筆記試験</p> <p>(1) 法規 イ 電波法令 ロ 通信実施訓令等及びこれらに基づく航空関係の規則</p> <p>(2) 英語 新制高等学校 2 年修了程度</p> <p>(3) 技術 航空機に施設する無線設備の保守及び取扱方法</p>
乙種航空無線通信士	<p>1 実地試験 電気通信術 電話 1 分間 30 字の速度により別に定める和文通</p>

	<p>話表及び欧文通話表によるそれぞれ約3分間の送話及び受話</p> <p>2 筆記試験</p> <p>(1) 法規</p> <p>イ 電波法令</p> <p>ロ 通信実施訓令等及びこれらに基づく航空関係の規則</p> <p>(2) 英語</p> <p>新制中学校卒業程度</p> <p>(3) 技術</p> <p>航空機に施設する無線電信を除く無線設備の保守及び取扱方法</p>
丙種航空無線通信士	<p>1 筆記試験</p> <p>(1) 法規</p> <p>イ 電波法令</p> <p>ロ 通信実施訓令等及びこれらに基づく航空無線電話関係の規則</p> <p>(2) 技術</p> <p>航空機に施設する無線電信を除く無線設備の取扱方法</p>
特殊無線技士	<p>筆記試験</p> <p>技術</p> <p>レーダー又は特殊無線設備の一の取扱方法</p>

別表第3（第30条関係）

電波法に基づく資格	受験する資格	免除する試験科目				
		電気通信術	法規	英語	技術	
第一級総合無線通信士	甲種陸上無線通信士	○	△	/	○	
	乙種陸上無線通信士	○	△	/	○	
第二級総合無線通信士	丙種陸上無線通信士	/	△	/	○	
	甲種海上無線通信士	○	△	○	○	
	乙種海上無線通信士	○	△	○	○	
	丙種海上無線通信士	○	△	/	○	
	甲種航空無線通信士	○	△	○	○	
	乙種航空無線通信士	○	△	○	○	
	丙種航空無線通信士	/	△	/	○	
	特殊無線技士	/	/	/	○	
	第三級総合無線通信士	甲種陸上無線通信士	○	/	/	/
		乙種陸上無線通信士	○	△	/	○
丙種陸上無線通信士		/	△	/	○	
乙種海上無線通信士		/	△	○	○	
丙種海上無線通信士		/	△	/	○	
乙種航空無線通信士		/	/	○	/	
第一級海上無線通信士	甲種陸上無線通信士	/	△	/	○	
	乙種陸上無線通信士	/	△	/	○	
	丙種陸上無線通信士	/	△	/	○	
	甲種海上無線通信士	/	△	○	○	
	乙種海上無線通信士	/	△	○	○	
	丙種海上無線通信士	○	△	/	○	
	甲種航空無線通信士	/	/	○	/	
	乙種航空無線通信士	○	/	○	/	
	特殊無線技士	/	/	/	○	
第二級海上無線通信士	甲種陸上無線通信士	/	△	/	/	
	乙種陸上無線通信士	/	△	/	○	

	丙種陸上無線通信士		△		○
	甲種海上無線通信士		△	○	
	乙種海上無線通信士		△	○	○
	丙種海上無線通信士	○	△		○
	甲種航空無線通信士			○	
	乙種航空無線通信士	○		○	
第三級海上無線通信士	甲種陸上無線通信士		△		
	乙種陸上無線通信士		△		
	丙種陸上無線通信士		△		○
	甲種海上無線通信士		△	○	
	乙種海上無線通信士		△	○	
	丙種海上無線通信士	○	△		○
	甲種航空無線通信士			○	
	乙種航空無線通信士	○		○	
第四級海上無線通信士	丙種陸上無線通信士		△		○
	丙種海上無線通信士		△		○
航空無線通信士	丙種陸上無線通信士		△		○
	甲種海上無線通信士			○	
	乙種海上無線通信士			○	
	丙種海上無線通信士	○			
	甲種航空無線通信士			○	
	乙種航空無線通信士	○	△	○	○
	丙種航空無線通信士		△		○
国内電信級陸上特殊無線技士	甲種陸上無線通信士	○			
	乙種陸上無線通信士	○			

備考1 免除する試験科目は、○印を付したものとする。

2 △印を付した試験科目の試験は、電波法令の試験科目のみ免除するものとする。

別表第4（第31条関係）

受験者が現 有する資格	受験する資格	免除する試験科目	
		電気通信術	英語
甲種海上無線通信士	甲種陸上無線通信士	○	
	乙種陸上無線通信士	○	
	甲種航空無線通信士	○	○
	乙種航空無線通信士	○	○
乙種海上無線通信士	甲種陸上無線通信士	○	
	乙種陸上無線通信士	○	
	甲種航空無線通信士	○	
	乙種航空無線通信士	○	○
丙種海上無線通信士	乙種航空無線通信士	○	
甲種航空無線通信士	甲種陸上無線通信士	○	
	乙種陸上無線通信士	○	
	甲種海上無線通信士		○
	乙種海上無線通信士	○	○
乙種航空無線通信士	乙種海上無線通信士		○

備考

- 1 免除する試験科目は、○印を付したものとする。
- 2 限定資格を有する者が電信による電気通信術の試験の受験を必要とする資格の資格試験を受けようとする場合には、電気通信術の試験科目の試験は免除されない。